

無料相談

弁護士による養育費等法律相談

養育費

親権

財産
分与

慰謝料

離婚

面会
交流

養育費の取り決め方がわからない。
額はどのくらい？
どうやって決めるの？

離婚を考えているけれど、
財産分与や面会交流のことを
知りたい！

法律の専門家である弁護士が 無料で相談をお受けします！

対象となる方

離婚等に伴って生じる養育費をはじめとする諸問題について、
法律相談を希望する相模原市在住、在勤、在学の方



開設日時等

相談を希望される方は事前予約が必要です。おひとり 1 回限りとなります。
事前に各区のこども家庭相談員（裏面）へお申し込みください。

会場	相談日	相談時間	定員
緑区合同庁舎 3 階 緑子育て支援センター 相談室	毎月第 3 火曜日	午後 1 時 3 0 分 ~ 午後 2 時 1 0 分	各回 3 人 (1 人 4 0 分)
ウェルネスさがみはら 1 階 中央子育て支援センター 相談室	毎月第 3 木曜日	午後 2 時 2 0 分 ~ 午後 3 時 0 0 分	各回 3 人 (1 人 4 0 分)
南保健福祉センター 3 階 南子育て支援センター 会議室	毎月第 3 水曜日	午後 3 時 1 0 分 ~ 午後 3 時 5 0 分	各回 3 人 (1 人 4 0 分)

上記開設日時等は、変更となる場合があります。

相談内容と当日の弁護士の職務とが利益相反になる場合（既に相手方の依頼を受任しているなど）は、相談者の利益を保護するとともに、公平な回答を確保するため、相談日を変更していただくことがあります。

予約～相談までの流れ

1. 相談の予約

予約はお住まいの区の子育て支援センターのこども家庭相談員が承ります。

下記の「事前予約等の連絡先」をご確認のうえ、お電話もしくは窓口で予約をしてください。

2. 相談当日 1 週間前の電話連絡

予約について、確認のため相談当日の 1 週間前に電話連絡させていただきます。

万が一、ご都合がつかなくなった場合等には、その旨をお伝えください。

3. 相談当日

相談開始時間 10 分前までに、開設場所の区の子育て支援センターまでお越しください。当日の相談内容等に関する「相談票」を記入していただきます。

相談開始時間 10 分前に開設場所の子育て支援センターに来所されない場合、こども家庭相談員から電話連絡させていただきます。

相談開始時間を 10 分経過しても来所されない場合やご連絡が取れない場合には、キャンセル扱いとなりますのでご注意ください。

4. 相談

担当弁護士へ、相談したい内容についてご相談ください。なお、今後のフォローアップのため、差し支えなければこども家庭相談員も同席させていただきます。

5. 相談終了後

アンケートをご記入いただきます。より良い事業としていくため、ご協力をお願いします。

*** 当日持参していただくと相談がスムーズになります（必須ではありません） ***



相談内容	持参していただくもの
養育費に関すること	夫婦双方の収入が分かる資料（サラリーマンの場合は源泉徴収票、自営業の場合は確定申告書の控え等）
財産分与に関すること	預貯金（通帳のコピー）、不動産（不動産登記簿、固定資産の納税通知書、査定書）、住宅ローン（返済計画表）
その他	相談したい内容やこれまでの経過を整理し、メモにまとめておくとう便利です。

事前予約等の連絡先

事前予約は、こども家庭相談員が受付します。

受付時間 月～金曜日（土・日・祝日はお休み） 午前 9：00～午後 5：00

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| ○ 緑子育て支援センター | TEL 042-775-8815（こども家庭相談員直通） |
| 〒252-5177 | 相模原市緑区西橋本 5-3-21（緑区合同庁舎 3 階） |
| ○ 中央子育て支援センター | TEL 042-769-9221（こども家庭相談員直通） |
| 〒252-5277 | 相模原市中央区富士見 6-1-1（ウェルネスさがみはら 1 階） |
| ○ 南子育て支援センター | TEL 042-701-7700（こども家庭相談員直通） |
| 〒252-0303 | 相模原市南区相模大野 6-22-1（南保健福祉センター 3 階） |